

問5. 一定規模以上の建築物の新築等の行為を行う場合に、景観法に基づく届出を行っています。届出対象行為の種類ごとに調布市景観条例施行規則に規定しています。例えば、建築物の新築等については、事業主が建築確認申請や特定行政庁への許可、認定申請の30日前までに届出を行うこととなります。また、開発事業事前協議書の提出が必要な場合、届出の30日前と開発事業事前協議書の提出日のいずれか早い日までに、大規模開発事業については、大規模土地利用構想の届出と同時期に、事前協議書の提出をうけることにより、景観法に基づく届出の手続きが円滑に進むことを促進しています。事前協議書の提出時期について下記の2点についてお聞きします。

①開発事業に係る手続きを行う場合

(景観法に基づく届出の30日前と開発事業事前協議書の提出日いずれか早い日)

1. 提出時期が早い 2. 提出時期は適切 3. 提出時期が遅い

②大規模開発事業を行う場合 (土地利用構想の届出日 (行為の6ヶ月以上前))

1. 提出時期が早い 2. 提出時期は適切 3. 提出時期が遅い

問6. 問5で「提出時期が早い」または「提出時期が遅い」と回答した方にお聞きします。適切だと思う時期とその理由についてお答えください。

適切だと思う時期 ()
理由 :

問6. 届出提出の際に、工夫しているところがあればお教えてください。

問7. 調布市の景観計画の運用制度について、何かお気づきの点や、ご提案などがありましたらお聞かせください。

※ご協力ありがとうございました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

調布市 都市整備部 まちづくり推進課 開発景観係 〒182-8511 調布市小島町2-35-1
電話：042-481-7442 (直通) FAX：042-481-6800：メール：tikubetu@city.chofu.lg.jp